

## 入札説明書に対する質問回答(第1回)

事業名:国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	4	3	(7)	②		事業スケジュール	入札説明書の交付から、第1回質問の締切までが、非常に短いスケジュールになっています。また、第2回質問回答の公表日から第二次審査提出書類の提出期限も1週間程度しかありません。事業者側でより十分に検討できるよう、質問の受付スケジュールの見直し、又は11月下旬頃に回答を公表いただける質問機会を追加すべきではないでしょうか。	質問内容を限定せず、2回の質問回答機会を設定しています。2回目の質問受付・回答のスケジュールは、入札説明書のとおりとさせていただきます。
2	入札説明書	8	4	(3)	③	ア	管理技術者	構成員のうち2社が設計企業として参加し、それぞれ電線共同溝設計と道路設計を分担するような場合、それぞれの構成員に管理技術者を配置する必要はあるのでしょうか？ またはいずれかの構成員に代表として1名配置すればよろしいのでしょうか？	構成員毎に管理技術者の配置を求めるものではありません。調査・設計業務に対して、管理技術者は1名配置してください。
3	入札説明書	9	4	(3)	③		管理技術者	調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者について、管理技術者の配置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	10	4	(4)	③		主任（監理）技術者	調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者について、主任（監理）技術者の配置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	16	9	(5)			提出日時	二次審査提出書類の提出日時は、入札公告に記載されているとおり、「提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から令和元年12月17日の休日を除く毎日、9時15分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日の12月17日は正午までとする。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	21	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングは、第二次審査提出書類を提出した後に実施されると思います。従って、競争する事業者の公平性を保つために、提出した第二次審査提出書類にて説明を行うなど、ヒアリング用の追加資料を認めないことが適切であると考えますが、いかがでしょうか。	ヒアリング時の説明資料は、二次審査資料のみとします。
7	入札説明書	21	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングで予定している説明時間、質疑応答時間を教えてください。	競争参加資格審査結果通知とともにお知らせします。
8	入札説明書	22	15	(3)	④	b	最低入札価格	最低入札価格とは、当該入札参加者の最低価格を指すのでしょうか？あるいは、入札予定価格を指すのでしょうか？	最低入札価格とは、当該入札参加者の最低価格を指します。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
9	入札説明書	23	18	(2)			契約書作成の可否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月30日までに、関東地方整備局（支出負担行為担当官 関東地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、事業者選定後に事業契約書（案）に大きな変更はないとの理解で宜しいでしょうか。また、事業者にとって過大なリスクとなる場合は、事業契約解除を含む協議が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に事業契約書（案）の変更はありません。契約締結時において、契約条件の変更は行いません。
10	入札説明書	23	18	(2)			契約書作成の可否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月30日までに、関東地方整備局（支出負担行為担当官 関東地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、事業契約書（案）と実施方針に記載されているリスク分担について、どちらが優先されるのかご教示願います。	事業契約書（案）が優先されます。
11	事業契約書（案）	4	第7条				事業の期間	早期完成・引渡しを提案した場合、契約終了日も前倒しされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書（案）						全般	本契約書は、選定された落札者の事業提案も踏まえ、関東地方整備局と落札者での協議により、最終的に確定されるものでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約条件の変更は行いません。
13	事業契約書（案）	12	第2章	第23条	第4項		事業費の確定	「特別な理由がないときにあつては、発注者及び事業者が協議して定め、その他の場合にあつては、工事費合意書の記載事項を基礎として発注者及び事業者が協議して定める」とありますが、特別な理由とは、具体的にどのような事由でしょうか。	契約締結時において当事者双方が予見不可能な事態を指します。
14	事業契約書（案）	12	第2章	第23条	第4項		事業費の確定	「発注者と事業者が協議して定める」とありますが、協議においては、従来発注方式による電線共同溝工事の設計変更と同様な事象が対象となり、同様な判断基準に基づいて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	従来発注方式とは異なります。事業契約書及び要求水準書に基づきます。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
15	事業契約書（案）	12	第2章	第23条	5		事業費の確定	第23条第5項の対象となる範囲は、同条第1項のとおり電線共同溝費及び舗装復旧費を除く本体工事費であり、これについては、要求水準書P2第1総則6.事業の概要の表中における道路付属物に係る工事費が該当するものと考えられるところですが、第23条第5項の「工事費内訳書に記載された積算数量」については、どの書類にて確認すればよろしいでしょうか。	詳細設計にて施工が必要になった道路付属物については、事業契約書（案）第23条第4項により取り扱います。
16	事業契約書（案）	22	第3章	第49条	4		近隣への対応	「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合」とはどのような例が考えられますでしょうか。ご教示願います。	例えば、第1項の例示が考えられます。
17	事業契約書（案）	22	第4章	第51条	2		既存ストックの利用	所有者から既存ストックを引き渡しする際の検査は必要と認識しておりますが、その検査費用は事業者が負担しなければならないでしょうか。	事業者の負担は求めません。
18	事業契約書（案）	25	第4章	第61条	1、2		本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置	「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、発注者は、引渡予定日から引渡日までの期間（両日を含む。以下、本条において同じ。）において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、発注者は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」とありますが、遅延利息は「事業者が負担した合理的な増加費用」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第61条に記載のとおりです。
19	事業契約書（案）	26	第63条				技術提案の履行	早期完成により引き渡しを前倒しする場合、第63条の手續に基づき調査・設計業務完了時に引渡予定日を変更することとなっておりますが、契約代金額（様式27シリーズの内訳を含む）は、早期完成を前提とした条件で契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	当初契約においては、早期完成による引渡しを前倒しする技術提案を基にして、事業期間を16年間として契約します。 なお、早期完成による引渡しの前倒しについては、締結された事業契約書に基づく協議の上、契約変更します。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
20	事業契約書（案）	26	第4章	第63条	第3項		技術提案の履行	「発注者に対して通知を行わない場合、事業者は、発注者に対して、[本件工事費等の10分の1に相当する額]を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない」とありますが、各業務の節目に種々の通知や報告等が事業者に課されている中で、本条項で規定する通知にのみ多大なペナルティが課されているのはどのような理由によるものなのでしょうか。通知ではなく提案の不履行との理解でしょうか。	通知ではなく提案の不履行です。
21	事業契約書（案）	48					用語の定義『技術提案』	工期に関わる事項を『技術提案』、コスト削減策等は『事業提案』と称するとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案については、ご理解のとおりです。コスト削減策等は、事業計画書に示す内容になります。
22	事業契約書（案）	51	別紙2				用語の定義	共同企業体を組成の上契約当事者となる場合、「事業者」は「共同企業体」と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書（案）	55						本件工事費等に工事監理業務に係る費用は含まれないのでしょうか。	本件工事費等に工事監理業務に係る費用は含まれます。事業契約書（案）別紙2用語の定義の当該箇所を訂正します。
24	要求水準書	2	第1	6			事業の概要	「○：特定事業が対象とする項目 なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管を含み、連系設備は含まない。」とありますが、連系設備は貴局にて別途電線管理者へ委託するという理解で宜しいでしょうか。併せて引込設備の取り扱いについてもご教示願います。	連系設備は当該企業が行う行為であるため、「含まない」と表記しています。ただし、工事は同時期に行うように事業者にて調整してください。引込設備も同様に調整してください。
25	要求水準書	2	第1	6			維持管理業務	『車道と歩道は舗装の補修のみを行う』とは排水施設（街渠縦断管、集水桝、取付管等）や縁石等は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	2	第1	6			維持管理業務	道路付属物 道路照明は対象外（一）とありますが、道路照明の灯具・照明柱・照明柱基礎、整備上必要となった照明用ハンドホールや配管も対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	3	第1	7	(5)		事業期間	設計業務・工事業務期間の短縮が可能ということですが、例えば設計業務・工事業務期間を事業契約の締結～令和7年3月と提案した場合、維持管理業務期間は令和7年4月～令和15年3月になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
28	要求水準書	3	第1	7	(5)	2)	事業期間	「維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和17年3月末（8年）」とあります。一般的に舗装本復旧は抜柱後に実施すると考えますが本事業では維持管理業務段階で抜柱する計画となっております。本施設の完成・引渡しに舗装本復旧は含まないという理解で宜しいでしょうか。	本施設の完成・引渡しに舗装本復旧は含まれます。なお、抜柱は調整マネジメント業務（工事段階）から実施可能と考えており、条件が整い次第速やかに実施するように調整してください。よって、調整マネジメント業務（維持管理段階）に記載の「工事完了後に行う連系設備、入線及び抜柱」は、工事段階で一部完了できないもの及び工事完了後の新規占用業者への対応など示しています。
29	要求水準書	4	第1	10			適用基準	記載以外の適用すべき基準として、横浜国道事務所等で定められている電線共同溝、道路付属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準がありますか。また、ある場合は事業提案作成にあたって公開いただきたい。	要求水準書に記載された適用基準を遵守してください。
30	要求水準書	8	第2	1	(1)		車いす利用者等へ配慮した設計	歩道の縦断勾配を5%～8%とする整備水準を想定されているのでしょうか。現況の歩道が不適合な場合、歩道の改築に必要な構造物や各工種は設計、工事の変更対象となる理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書のとおりです。後段については、現況が不適合の場合は、協議のうえ要求水準書を変更します。
31	要求水準書	12	第2	2	(2)	2)	定義	地下埋設物探査については、既存ストック活用検討結果如何に関わらず、既存ストック設備を地下埋設物として探査対象設備とすることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	12	第2	2	(4)	1)	CIMモデルの作成・更新	工種としての電線共同溝に関するCIM規定がないことから細部仕様を協議により決定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	13	第2	2	(4)	1)	CIMモデルの作成・更新	本事業で要求されている調査業務の対象は、路線測量（横断測量）となっています。従って、CIMモデル作成に当たっての3次元測量の平面データ、地形データは、発注者から提供されるところでよろしいでしょうか。地形等の3次元データが無い場合、これを取得するための調査は、設計変更の対象になると考えて良いでしょうか。	道路管理平面図（1/500、CAD図面）は貸与しません。CIMモデル作成に係る費用は本業務に含まれます。実施内容については提案書によります。
34	要求水準書	13	第2	2	(4)	3)	CIMモデルの納品	納品時期は、本事業完了後と捉えてよろしいでしょうか。又は設計業務完了後に納品することを求めているのでしょうか。	納品時期は、本事業完了時です。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
35	要求水準書	14	第2	3	(1)	1) 2)	設計条件	参画公益事業者及び復旧時の舗装厚については、別途指示することとされておりますが、原価費用への影響が大きいため早急な提示をお願い致します。指示予定日が事業開始後となる場合、事業提案を踏まえて協議し、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	参画公益事業者は、第2.5(6)に示す7社を想定してください。 舗装厚は、入札時積算数量書に示すとおりです。
36	要求水準書	14	第2	3	(1)	5)	バリアフリーに十分配慮した計画	歩道の縦断勾配を5%~8%とする整備水準を想定されているのでしょうか。 歩道の改築に必要な構造物や各工種は設計、工事の変更対象となる理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書のとおりです。 後段については、歩道の改築が必要な場合は、協議のうえ要求水準書を変更します。
37	要求水準書	15	第2	3	(4)		関係企業者との調整	東小磯地区で4回と示されていますが、回数の増減は設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	事業実績により、4回としており、変更の対象とはしません。
38	要求水準書	15	第2	3	(6)		路線測量(横断測量)	地形測量、路線測量(中心線測量、縦断測量)の成果は、貸与いただけるのでしょうか。 貸与いただける場合、測量精度は、どの程度でしょうか。 貸与されない場合、平板測量、中心線測量、縦断測量、水準測量、基準点測量が必要になると考えますが、これは設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	道路管理平面図(1/500、CAD図面)は貸与します。 また、測量については、要求水準書のとおりです。
39	要求水準書	15	第2	3	(9)		試掘調査	「試掘調査は必要に応じて埋設物管理者の立ち会いのもと実施すること。」とありますが、重要文化財である松並木に関する樹木医立会等に要する費用は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	樹木医の立会等については、協議により要求水準書の変更の対象とします。
40	要求水準書	15	第2	3	(7)		埋設物地中探査(現場測定)	調査で対象としている既設埋設物、地下埋設物には、現地に設置されている「松」の根の状態は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	15	第2	3	(8)		埋設物地中探査(解析)	既存資料がない場合や不明管等は管径、管種の『確定』ではなく『想定』と判断する認識でよろしいでしょうか。	試掘により、判断してください。
42	要求水準書	15	第2	3	(9)		試掘調査	調査箇所数の増減は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	協議により要求水準書の変更の対象とします。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
43	要求水準書	17	第2	5	(3)		事業（設計）説明会	説明会の開催規模を把握するため、隣接工区での実施状況、もしくは想定規模を教えてください。 ・周知方法：文面郵送、ポスティング等 ・周知規模：郵送部数、ポスティング部数等 ・説明会会場：役場、その他	事業説明会は事業者の判断により開催してください。
44	要求水準書	17	第2	5	(4)		支障物件等調査及び移転協議	「事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。」とありますが、対象となる占用企業名をご教示願います。また、工事着手時期に大きく影響するため、支障移転工事の想定所要期間及び今後計画されている工事等があればご教示願います。	地中埋設物探査において確認して、実施してください。また、支障移転工事についても事業者にて想定してください。
45	要求水準書	17	第2	5	(4)		支障物件等調査及び移転協議	「また、調査に伴い試掘が必要な場合は、業務計画書を関東地方整備局へ提出し、実施するものとする。」とありますが、重要文化財である松並木に関する調査及び樹木医との協議等についても業務計画書を提出し、実施するとの理解で宜しいでしょうか。また、それに要する費用は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段の樹木医の立会等に係る費用については、協議により要求水準書の変更の対象とします。
46	要求水準書	17	第2	5	(5)		家屋調査等	「事業者は、「新版工損調査標準仕様書（案）の解説」に基づき、必要に応じて家屋調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。なお、家屋調査等を実施する場合はその理由を提出するものとする。」とありますが、家屋調査の必要性について認められた場合、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	18	第2	5	(7)		入線業者等と引込管及び連系管の協議	入線業者等へ引込管、連系管の設計を依頼するとありますが、入線事業者等が実施する設計費は、本事業に含まれるのでしょうか。	本事業に含まれます。
48	要求水準書	18	5	(7)			引込管及び連携管	引込連系管の設計・工事について、本体設計および工事と一体で実施する（入線事業者に依頼しない）という選択肢は無いのでしょうか？	本事業に含まれますが、実施に関する時期及び方法については、事業者が入線事業者と調整を行ってください。



国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
49	要求水準書	18	5	(7)			引込管及び連携管	入線事業者に依頼する場合、その事業費概算は依頼する入線事業者に算出していただくということでしょうか？ また、入線事業者から提示された事業概算額の承認ならびに精算等の対応は構成員での対応となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、入線事業者と調整の上、協議により要求水準書の変更の対象とします。
50	要求水準書	18	5	(7)			引込管及び連携管	依頼先の入線事業者は東京電力とNTTの2社という解釈でよろしいでしょうか？ また、上記2社以外の入線企業者の対応について、いずれかの入線企業者に対応を委ねるという解釈でよろしいでしょうか？ さらに、いずれかに委ねる判断基準は示されるのでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 中段については、入線事業者は2者です。 後段について、対応を委ねる想定はしておりません。
51	要求水準書	18	第2	5	(8)		道路照明、道路標識、信号等の計画調整	「道路照明、道路標識、信号等の計画については、関東地方整備局が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。」とありますが、詳細設計に大きく影響する事項であるため、方針化の決定時期等についてご教示ください。また、道路照明や標識、信号等の調整マネジメント業務は貴局で実施し、決定事項を詳細設計へ反映するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業着手時に各管理者との調整を開始します。 後段については、ご理解のとおりです。
52	要求水準書	18	第2	5	(8)		道路照明、道路標識、信号等の計画調整	「道路照明は、関東地方整備局が設置方針を検討した上で、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。」とありますが、事業者が詳細設計を行う場合、設計に要する費用及び工期は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。 事業提案に含まれる場合は、詳細設計の対象となる数量をご提示ください。	前段について、費用は要求水準書の変更の対象としますが、事業期間は変更しません。 後段については、事業提案に含まれません。
53	要求水準書	18	第2	5	(8)		道路照明、道路標識、信号等の計画調整	「道路標識は、関東地方整備局が設置を検討した上で関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。」とありますが、事業者が詳細設計を行う場合、設計に要する費用及び工期は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。 事業提案に含まれる場合は、詳細設計の対象となる数量をご提示ください。	前段について、費用は要求水準書の変更の対象としますが、事業期間は変更しません。 後段については、事業提案に含まれません。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
54	要求水準書	31	第3	1	(33)	1)	完成検査	「事業者は、前項の報告終了後速やかに報告」とありますが、完成検査の終了後速やかに報告との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	33	第3	2	(2)	2)	定義	CIMモデル活用範囲としては「電線共同溝」とされておりますが、「道路附属物（照明、道路標識）」については対象外であると捉えることでよろしいでしょうか。	CIMモデルの活用は電線共同溝事業を効率的に実施するために導入するものであるため、対象工種を電線共同溝としていますが、活用範囲については事業者の提案内容によるものと考えています。
56	要求水準書	33	第3	2	(3)		業務内容及び対象範囲	本文中の、「別紙5 BIM/CIM実施計画書」の部分については、「別紙11 BIM/CIM実施計画書」に置換することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書、第3.2(3)の記述を訂正します。
57	要求水準書	41	第3	8	(3)		平板ブロック	景観に配慮することを前提にインターロッキングブロック等の採用も協議対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	45	第3	10	(4)	-	地元に対する工事説明会	実施方法については第2.4.(3)に準じると記載されておりますが、内容が一致しないように思われますので、正規の項番をご教授願います。	第2.5.(3)が正です。 要求水準書、第3.12(4)の記述を訂正します。
59	要求水準書	45	第3	12	(4)		地元に対する工事説明会	「事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得よう努めなければならない。」とありますが、松並木保存地区での工事実施について、地元住民及び保存協会等の合意は得られているのかご教示願います。	当該事業区間についての地元説明は行っていません。事業着手後に事業者にて調整してください。
60	要求水準書	45	第3	12	(5)		隣接家屋・店舗等との出入口調整	「縁石の位置と外側線の位置は、関東地方整備局が所轄警察署と協議して決定するものとする。」とありますが、設計に要する費用及び工期は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	調査・設計業務に含んでいるため、設計変更の対象となりません。
61	要求水準書	50	第5	2	(1)		業務の実施	点検は施設完成の5年後に実施と記載されておりますが、どのような点検内容を想定されているかご提示願います。	要求水準書及び適用基準を参考に提案してください。
62	要求水準書	51	第5	3	(1)		業務の実施	「補修費用は原則事業者の負担とするが、これにより難しい場合は関東地方整備局と協議するものとする。」とありますが、瑕疵以外については、事業契約書（案）の第74条に記載されているとおり、発注者と事業者にて協議するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書の規定に基づきます。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
63	要求水準書	51	第5	4	(1)	-	連系設備・入線・抜柱に関して	維持管理段階での調整マネジメント業務において、連系設備、入線、抜柱に関する各業務範囲において役割分担は示されているが、最終期限が明記されておりません。早期の抜柱計画と調整に努めますが、最終抜柱期限は本事業の維持管理業務期限との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書		別紙11					2ページ目と3ページ目が重複していますので、修正版をご提示ください。	要求水準書、別紙11の3ページを差し替えます。
65	事業者が付す保険等	1	第1	1	(3)	①	付保条件	保険の契約期間について7年を超える一括契約ができないため、超過期間については1年ごとに更新するなど、保険期間を分けて対応することは可能でしょうか。	可能です。
66	事業者が付す保険等	2	第1	3	(3)		付保条件	第三者賠償責任保険に関して、保険金額の指定はなく、事業者が任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に基づきます。
67	事業者が付す保険等	3	第2		(3)		付保条件	維持管理業務における第三者賠償責任保険に関して、保険金額の指定はなく、事業者が任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に基づきます。
68	事業費の算定方法及び支払い方法	3	第2	2			支払い条件の基本的事項	早期完成・引渡しとなった場合について記載されていますが、例えば、完成・引渡し当初予定より1年早くなった場合かつ予算措置も行なわれた場合、維持管理開始日、第1回支払時期及び事業終了日もそれぞれ1年早まるとの理解でよろしいでしょうか。 また、予算措置が行なわれなかった場合、完成・引渡しは令和9年3月31日になるのでしょうか。あるいは、早期完成・引渡しは可能であるが、維持管理開始日、第1回支払時期及び事業終了日は当初予定の期日のままとなるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、引渡しは令和9年3月31日とします。
69	事業費の算定及び支払方法	2	第1				事業費の内訳	施設整備費の支払区分「消費税等」において「施設整備に係る消費税等」とありますが、割賦手数料には消費税はかからないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	①	施設費	早期完成・引渡しの場合も、全8回の支払いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
71	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	①	施設費	施設費と割賦手数料の合計額が毎年度均等ではなく、施設費単体で毎年度の均等（元金均等）という理解でよろしいでしょうか。	元利均等返済です。
72	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(2)		維持管理費	早期完成・引渡しの場合も、全8回の支払いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(3)		その他の費用	早期完成・引渡しの場合も、全8回の支払いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	事業費の算定及び支払方法	5	第4	1			基本的考え方	「施設整備費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記2による改定を除き、原則として改定を行わない。」とありますが、同項下段では「なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、関東地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。」と記載されています。また、事業契約書（案）第23条では「事業費の確定は発注者と事業者が協議の上」と記載されております。「原則として改定を行わない」の意図をご教示願います。	原則は、改定を行わないものとします。ただし、やむを得ない理由がある場合には改定を行います。
75	基本協定書（案）	5	第10条	第1項			業務の委託	共同企業体を組成の上契約当事者となる場合、「代表企業」を「共同企業体」と読み替えて、委託契約又は請負契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	共同企業体協定書（甲）（案）							共同企業体協定書（甲）（案）が示されおりますが、協定書（案）に記載されていない項目（例えば構成員の役割義務、秘密保持、違約金等債務負担）に関する条項を追加することは可能でしょうか。	可能です。ただし、「構成員の出資の割合」については必ず記載してください。
77	共同企業体協定書（甲）（案）		第8条				構成員の出資の割合	構成員の出資の割合は、各構成員の業務分担額、融資額（立替額）等を考慮して、構成員間で合意した比率でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	様式集及び記載要領		様式一覧	4) 第一次審査提出書類		様式12	配置予定技術者の資格・工事経験	入札説明書P10～P11の4.（4）③ウ～オに示されている配置予定技術者に係る確認書類については、4.（4）③ア～イと同じ提出期限とし、様式16に添付することよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
79	様式集及び記載要領		様式6				グループ構成表	チェック欄に「SPCを設立しない（共同企業体（甲型）と契約）」の選択肢がありますが、この選択肢は共同企業体を組成の上「事業契約書」の契約当事者となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	様式集及び記載要領		様式16	V			印鑑証明書	入札及び契約に関する権限を支店等に委任しており、各書類への押印は支店等の使用印で押印しますが、この使用印を印鑑登録していない場合、提出する印鑑証明書は、会社として印鑑登録している実印のものでよろしいでしょうか。	本件に使用する印の印鑑証明を添付してください。
81	様式集及び記載要領		様式16	-	-	-	添付資料提出確認書	各添付資料部数提出を求められておりますが、すべて原本での提出が必要でしょうか。複写での提出でも問題ないでしょうか。	正本以外は、複写での提出でも問題ありません。
82	様式集及び記載要領		様式27-2				資金調達計画	様式作成にあたっての注意事項に「2. SPCを設立しない場合は全額自己資本として記入すること」とあります。＜資金調達の内訳＞の調達形態の欄で「全額自己資本」の文言に修正して記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	様式集及び記載要領		様式27-2				資金調達計画	SPCを設立しない場合であって、資金の全額を代表企業から調達するときは、＜資金調達の内訳＞の資金提供者名の欄は「代表企業」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	様式集及び記載要領		様式27-7				工事費内訳書	添付10の入札時積算数量書にて「事業者は、施工方法、地質条件等を十分考慮して、設計、工事、維持管理、調整マネジメント等、事業目的を完成・維持するための一切の手段について事業者の責任において定めるものとする。」とありますが、工事費内訳書は入札時積算数量書に示された数量に基づくものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事費内訳書は見積参考資料を参考として作成をお願いします。
85	様式集及び記載要領		様式30				調査・設計及び施工計画	枠内の「注2. 提案の意図を伝えるため、適宜、必要な図面・スケッチ等を任意様式で追加することができる。」は、枠外の「注）1. A4版8ページ以内」に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	含まれます。
86	様式集及び記載要領		様式39				記載方法の確認	様式一覧に記載ありますが、様式なしです。様式38を用い、2枚以内での作成でよろしいでしょうか。それとも、様式39はなしで、様式38工事段階・維持管理段階の調整マネジメントとして作成することよろしいでしょうか。	様式39は不要です。様式38工事段階・維持管理段階の調整マネジメントとして作成してください。添付9様式集及び記載要領の1. 6)を訂正します。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
87	入札時積算数量書						-	本件積算採用単価のベースと採用月をご提示願います。	令和元年12月を採用します。
88	入札時積算数量書						-	現在提示されている入札時積算数量表に記載されている材料等の詳細を提示する予定はありますか。	予定はありません。
89	入札時積算数量書							本入札時積算数量書に記載された数量等については、入札説明書 添付2 要求水準書P16の第23.(10)に示されている貸与資料に基づくものと捉えてよろしいでしょうか。 また、その捉え方で良い場合、入札説明書 添付9 様式集及び記載要領の様式30(調査・設計及び施工計画)については、その貸与資料に対して提案をさせていただくことでよろしいでしょうか。 また、上記貸与資料については、令和元年6月27日公表された要求水準書(案)P13に示されている貸与資料と同一のものと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	入札時積算数量書						日当り施工量の補正	事務連絡(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf</a> )によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回事業の予定価格の算出にあたっては本試行を適用していただけますか。 適用している場合、本事務連絡に則り、入札時積算数量書の各要素で、日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供してください。	適用していません。契約後、協議により変更します。
91	入札時積算数量書		電線共同溝費、舗装費(路面復旧)	舗装版撤去工	舗装版破碎工	-	殻処分 アスファルト殻	既設アスファルト舗装のうち、車道表層は排水性アスファルト舗装と思われませんが、要求水準書23ページに記載の再資源化施設(ガイアートT・K)では、排水性アスファルト殻とその他のアスファルト殻では受入単価が異なっております。 予定価格算出時のアスファルト殻受入費は排水性以外のアスファルト殻として見込み、設計業務完了時に条件を確認のうえ協議して確定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
92	入札時積算数量書		電線共同溝費、舗装費（路面復旧）	舗装版撤去工	掘削（路盤）、残土等処分	-	掘削路盤材の処分	掘削路盤材の処分数量が、残土等処分に含まれていると思われませんが、掘削路盤材の扱いは産業廃棄物ではなく残土と同様の建設発生土として、要求水準書27ページの建設発生土受入地（神奈川県大磯町大磯）へ搬入すると理解して宜しいでしょうか。	掘削路盤材は廃材としてください。建設発生土とは別としてください。
93	入札時積算数量書	4, 18	電線共同溝費	電線共同溝工	管路工（管路部）	-	通信管布設(3)-1, (3)-2 φ250 直管、曲管	φ250管は電線共同溝用ボディ管と思われませんが、最終的なボディ管内さや管の種類及び条数は、詳細設計を行わなければ確定できません。予定価格算出及び入札時に見込む、さや管径とそれぞれの条数をご提示願います。	入札時積算数量書により積算してください。
94	入札時積算数量書		電線共同溝費	電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	-	ダクトスリーブ材料費、取付費	特殊部端壁に取付を行うダクトスリーブについて、入札時積算数量書に記載がございませんが、ダクトスリーブ材料費および取付費については、端壁材料費に含まれていると考えてよろしいですか。また、取り付けるダクトスリーブの種類及び数量については、詳細設計を行わなければ確定できません。予定価格算出及び入札時に見込む、それぞれの端壁ごとに、取り付けるダクトスリーブの種類および数量をご提示願います。	前段については、端壁材料費に含まれます。後段については、当初見込みは入札時積算数量書に示す通りです。
95	入札時積算数量書		電線共同溝費	電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	-	材料費（個）	プレキャストボックス工（特殊部）下位のそれぞれの参考事項のうち、蓋設置直上の項目「材料費（個）」については、蓋高調整材（調整リング）をお見込みと考えてよろしいですか。また、予定価格算出及び入札時に見込む、それぞれの材料の規格（形状、厚さ等）をご提示願います。	前段については、蓋高調整材（調整リング）を含みます。後段については、当初見込みは入札時積算数量書に示す通りです。
96	入札時積算数量書		電線共同溝費	電線共同溝工	プレキャストボックス工（特殊部）	-	特殊部構造	特殊部の構造等については、詳細設計等で確定していくこととなりますが、入札時にどのような構造の特殊部で費用を計上すればよいのか不明瞭です。入札時の費用計上は入札時積算数量書が根拠となるため、発注者と応札者で見込む根拠となる仕様が不明確である場合、後々に障碍の要因となりかねません。適正な競争入札に資するため、また詳細設計後の事業費確定時の根拠資料とするため、予定価格算出時及び入札時に根拠とすべき特殊部構造図等の資料をご提示いただけないでしょうか。	当初見込みは入札時積算数量書に示す通りです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
97	入札時積算数量書	13, 26	電線共同溝費	電線共同溝工	運搬処理工	-	支給品運搬	支給品について、要求水準書に明記がありませんが、入札時積算数量書では支給品運搬を上り・下りで各1式（1回ずつ）見込まれております。入札時積算数量書にて見込む材料の種類、仕様、および運搬距離（または、積込場所および取卸場所）についてご教授願います。	入札時積算数量書を訂正しましたのでご確認ください。
98	入札時積算数量書	15, 27, 30	電線共同溝費、舗装費（路面復旧）	仮設工	交通管理工	-	交通誘導警備員	要求水準書27ページでは、交通誘導員の配置について全て夜間作業で1,030人（うち有資格者530人）とされていますが、入札時積算数量書では、電線共同溝（上り線）にてA:176人日、B:188人日、B:3人日、電線共同溝（下り線）にてA:204人日、B:220人日、B:2人日、舗装費（路面復旧）にてA:150人、B:89人、B:2人であり、合計A:530人、B:497人+7人、総合計1034人であり合致しません。入札時積算数量書を正として見込んでよろしいですか。また、入札時積算数量書の参考事項として、交通誘導警備員Bを2段書きで計上している理由をご教授ください。	前段については、要求水準書を訂正します。後段については、数量集計の段階で2段書きに表示されただけで、資格等の条件の差異はありません。
99	入札時積算数量書	28	舗装費（路面復旧）	舗装版破碎工	舗装版破碎	-	舗装版破碎 アスファルト舗装 t=4cm	標記について、アスファルト厚がごく薄いため、バックホウによる直接破碎・積込として実施した場合、騒音振動対策を実施した場合（コンクリート圧砕機を使用した場合）と比較しても、近隣の影響はほぼ変わらないと考えておりますが、予定価格算出時及び入札時にあっては、積算条件区分としての「騒音振動対策」を「不要」として費用を計上してよろしいでしょうか。	「騒音振動対策」は「必要」として計上してください。
100	入札時積算数量書	29	舗装費（路面復旧）	舗装工	本復旧工 歩道一般部	-	平板舗装 300×300×60	平板舗装等の歩道舗装の規格は、詳細設計で検討のうえ決定致しますが、予定価格算出及び入札時に見込む平板の規格としては、「舗道用カー平板 30*30*6cm 透水性」として見込んでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	入札時積算数量書						記載なし	縁石や街渠等に関する工事数量の計上がありませんが、別途提示及び設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	協議により要求水準書の変更の対象とします。
102	入札時積算数量書						記載なし	道路照明、道路標識、信号について工事数量の記載がありませんが、設計変更対象との理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
103	入札時積算数量書						記載なし	既設情報ボックスに関する工事数量の計上がありませんが、残置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	見積参考資料	1, 2	測量調査				横断測量 埋設物地中探査及び試掘調査	標記について、予定価格算出時に根拠としている埋設物地中探査の単価出典、試掘調査1箇所当たりの内訳、試掘寸法等の根拠、および間接業務費等の根拠をご提示いただけないでしょうか。 本資料はあくまで見積参考資料ではありますが、詳細設計を行う中で内容が大きく変動することも考えられ、応札業者が該当部分を故意に安価に値入を行い、契約後に増額協議で賄う等、操作を行うことも考えられます。 適正な競争入札に資するために、入札時においても見積条件としてはできる限り費用算出のための前提条件を一致させておくことが必要と考えます。	埋設物地中探査は、事業者にて検討し、提案してください。 なお、試掘箇所数は見積参考資料に示しています。これを参考に費用を算出してください。
105	見積参考資料	3					CIM活用業務	要求水準書12頁、(4) 1) CIMモデルの作成・更新において、CIMモデルの作成・更新に当たってはCIMガイドラインを参考に、関東地方整備局と協議するとされています。電線共同溝はCIMガイドラインが未整備である現状もあるため、CIM活用業務費用は、事業提案に基づいて関東地方整備局と協議した上で、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	事業提案に基づきます。ただし、要求水準書の変更の対象になりません。
106	見積参考資料	5					支障移設	「電線共同溝工事（工事価格）と舗装（路面復旧）工事（工事価格）の11%を見込む」とありますが、事業者が移設補償費を支払うことは可能なのでしょうか。	移設補償費については、本事業に含んでいますが、個々の移設対象物件の管理者との調整により変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は協議により要求水準書の変更の対象とします。
107	見積参考資料	7					工事監理業務	2日に1回の検査業務に相当する歩掛りをご教示願います。	施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドラインにより算出してください。
108	見積参考資料	8					補修業務	電線共同溝・車道舗装・歩道舗装の補修業務費は、業務実施内容に応じて設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	原則として変更しません。事業提案に基づき実施してください。
109	見積参考資料	9					調整マネジメント	設計段階、施工段階、維持管理段階のそれぞれにおいて、作業は何日分を想定しているのかを開示してください。 また、地元や関係機関の要請など正当な理由で、作業日数が増えた場合は、設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	見積参考資料を訂正しましたのでご確認ください。